

特例民法法人共同通信社の解散と業務改善に関する請願

東京都議会議長
田中良 殿

2009年10月18日

願意

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(関係法律整備法)第九十六条 2 に基づき、旧主務官庁である東京都に直ちに特例社団法人共同通信社の解散を命ずることを請願します。
2. 4月10日の天皇皇后両陛下のご成婚50年祝賀において、麻生首相が祝辞を言い間違えたと報道したが、後に誤報だったことがわかり問題になりました。その誤報の謝罪と都民・国民への詳細な説明責任を果たし、もし特例民法法人共同通信社の業務が継続される場合は、同じような誤報を繰り返さないための基本的な記載方法、校閲や電話問い合わせを含めた業務改善を東京都議会に報告すること。

理由

1. 旧主務官庁である石原慎太郎都知事からの二度にわたる認可取り下げの警告にも関わらず、三度以上の捏造・誤報が現在でも繰り返されており、日本国民・東京都民への悪影響は計り知れないため。
2. 報道機関としての資格を著しく欠くため。報道機関としての報道姿勢や、報道に疑問を持った国民・都民への対応に問題がある。例えば裏取りなしでの、麻生太郎総理の『弥栄(いやさかえ)』読み間違い報道や、誤報・捏造記事への訂正記事の不掲載、記事への記者名不掲載、報道の真偽に関する電話問い合わせ時に掲載者が責任回避のため名前を名乗らないなどの誤報・捏造報道時の読者・視聴者への不適切・無責任な応答。
3. 特例民法法人・共同通信社と契約している新聞社やテレビ局、報道機関は非常に多く、共同通信社が誤報をした場合、共同通信社と契約した報道機関すべてが校閲なしに誤報を速報する。

